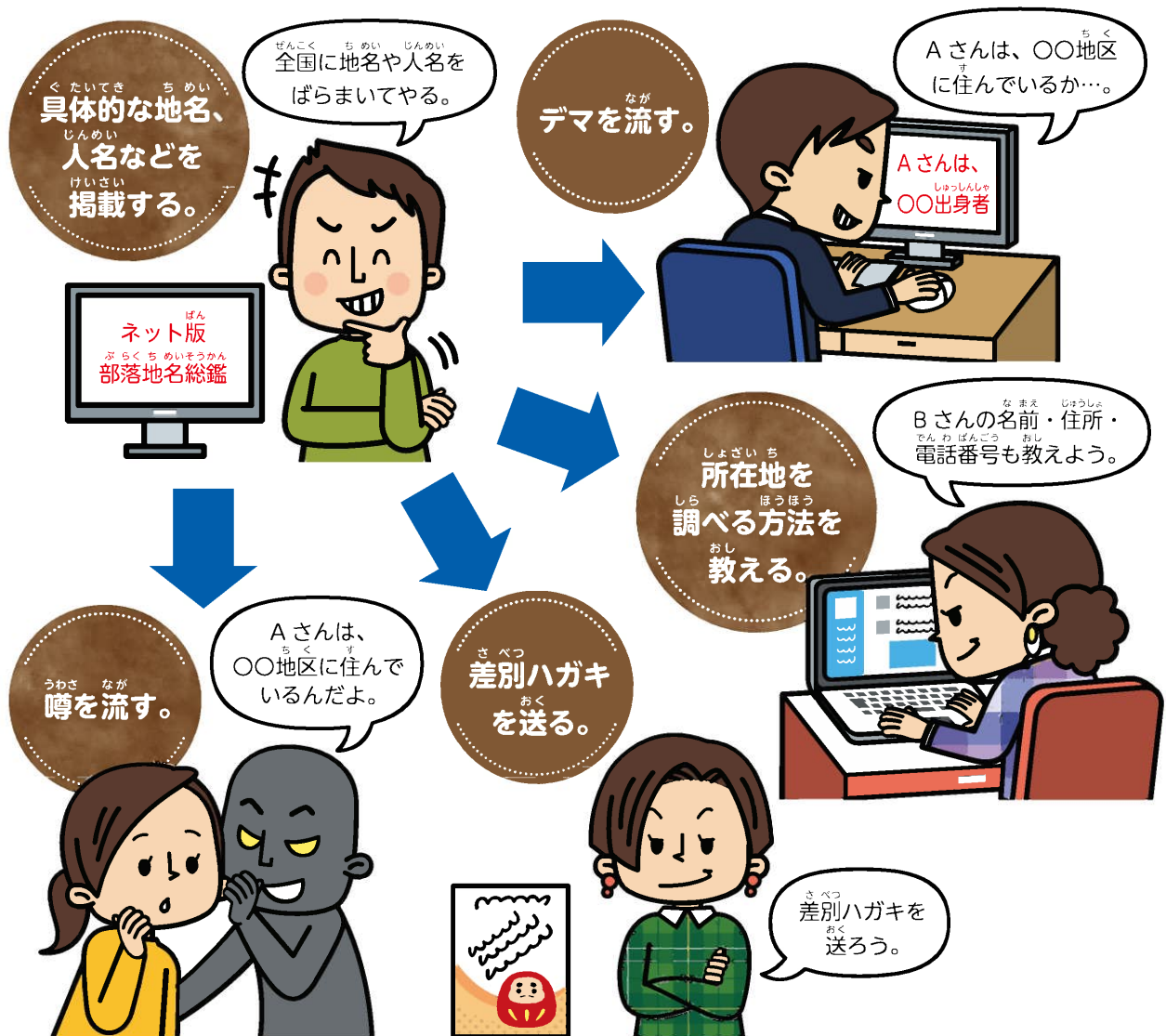


# ネット人権侵害と部落差別の現実

インターネットによりコミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、インターネットを悪用した行為が増えており、他人への中傷や無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、差別的な書き込み、ネット上でのいじめなど、人権やプライバシーの侵害につながる情報が流れています。いろいろなネット人権侵害の中で、部落差別（同和問題）に関して新たな差別を生み出す内容の書き込みなどがあります。

## インターネット上で、 今でも部落差別が行われています。



へんけん さべつ もと こうい たにん  
偏見や差別に基づくこうした行為は、他人  
じんかく そんげん きず けつ  
の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して  
ゆる ひとり じんけん  
許されないものです。一人ひとりの人権が  
そんちよう しゃかい じつげん めざ  
尊重される社会の実現を目指しましょう。



## わたし • 私たちがすべきこと •

### 1 インターネット上の情報をすぐに信じない。

インターネット上にはたくさんの情報があります。その情報が全部正しい情報とはかぎりません。いろいろな啓発や学習会の場を積極的に活用して、正しい知識を身につけておくことが大切です。また、情報に対して「なんか変だなあ」と感じた時には、その情報が正しいかどうか周りの大人に聞きましょう。

### 2 自分にも関係がある問題として考える。

「自分には関係ない」と無関心でいると、インターネット上の部落差別に気づかなかつたり、知らないうちに差別を助長したりします。

「もし自分の身の回りでおきたらどんな気持ちになるかな？」と常に自分ごととして考えていくことが大切です。

### 3 差別書き込みを発見したら行動する。

人権侵害や差別的な書き込みなどを見つけた場合には、掲示板の管理運営会社などに書き込みの削除を求めることができます。周りの大人にお願いして、削除してもらいましょう。削除依頼ができない場合は、太宰府市役所に連絡しよう。

インターネットでの情報の発信やコミュニケーションなどの活動は人と人との関わりです。ルールやモラルを守り、お互いの人権を尊重しあうことが大切です。

太宰府市では、部落差別を解消するために、どんな取り組みをしているのか見てみましょう！



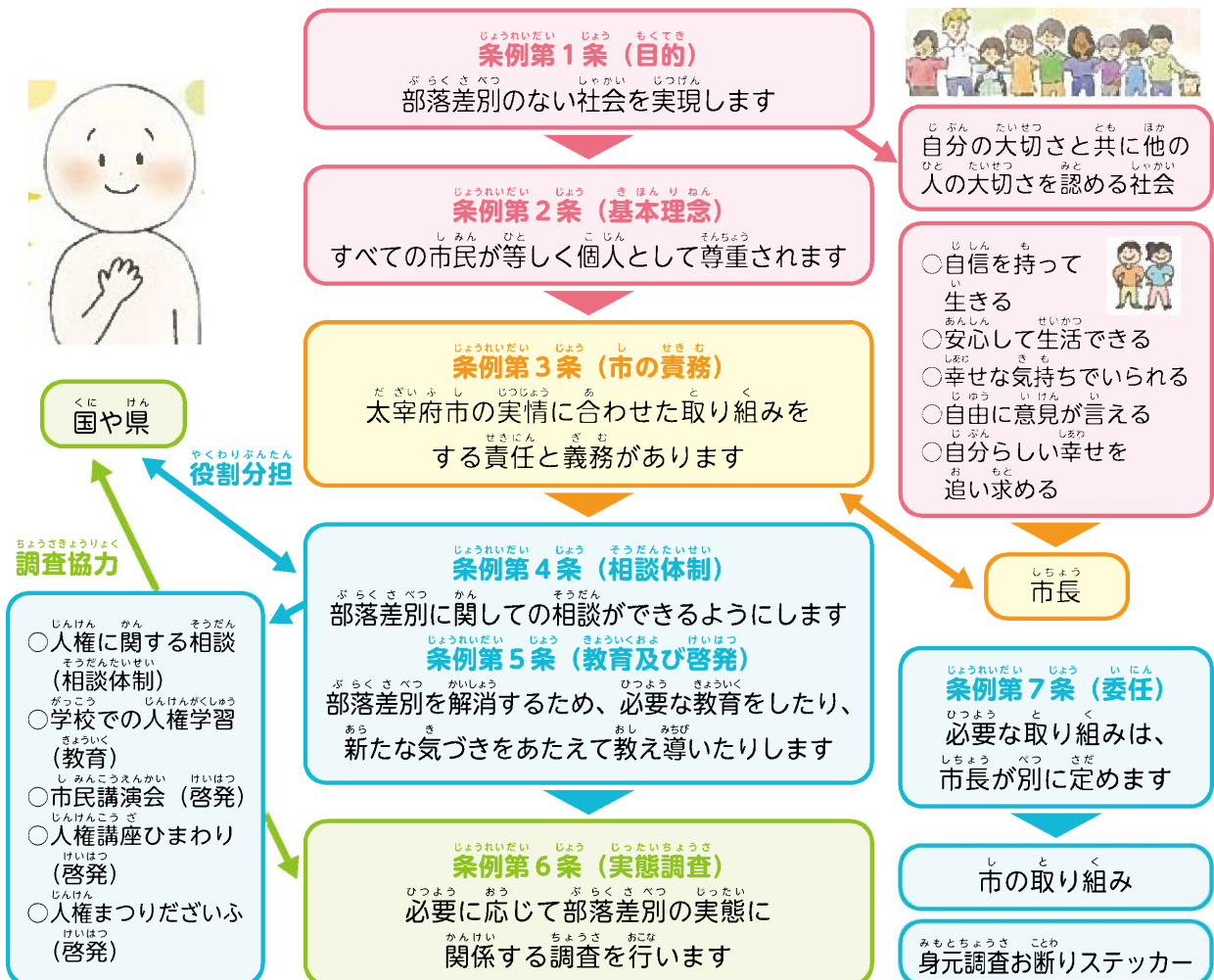
# 「太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例」 ができました

2020年12月25日、太宰府市では「太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例」をつくりました。

この条例は、前のページで紹介したように、情報化の進展に伴い部落差別に関する状況が変化し、新たな差別事象が発生する中、「部落差別は決して許されないものであり、その解消に努めることが市の責任である」との姿勢を明らかにするために制定されました。条例第1条（目的）のポイントを正しく理解し、部落差別のない明るい社会を実現しましょう。

<b>ポイント ①</b> 現在もなお、部落差別が存在すること	<b>ポイント ②</b> 部落差別の解消は、市の重要な課題であり、市の責務であること	<b>ポイント ③</b> 市民全員が努力することにより、部落差別のない社会を実現すること
------------------------------------	--	--

## 太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例



# 部落差別のない社会を実現するために

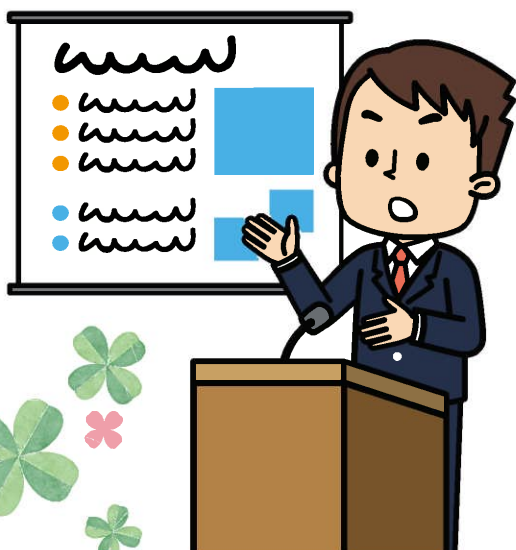
## 相談体制の充実(条例第4条)

抱えている悩みや問題が少しでも早く解決につながるよう、相談窓口の周知や、気軽に相談ができ、また、支援につなげることができる体制の充実を図っています。



## 教育及び啓発(条例第5条)

インターネット上には、部落差別をはじめ、さまざまな差別につながる情報がたくさんあります。差別をなくすためには、その情報が正しいものかを自ら考え、読み取る力が必要です。さまざまな機会を通して、部落問題についての正しい知識の普及を行っています。



## 実態調査(条例第6条)

部落差別はなかなか表面化しにくいのが実態です。差別の現状を把握するために、昔と比較し生活実態がどう変化しているのか、差別事象は起きていないのか、市民の意識はどう変化しているのかなどを必要に応じて調査を行います。

